

平成 21 年 2 月 13 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 三 木 茂
(コード番号：3807 大証ヘラクレス)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 上 中 淳 行
電 話 番 号 03 (5212) 8790 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 25 日開催予定の第 15 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、同法の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 6 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 株主の権利行使に際しての手續等について株式取扱規程において定めることを明確にするため所要の変更を行うものであります。
- (5) 予め選任された補欠監査役
会社法第 329 条第 2 項の定めに基づき選任する補欠監査役の予選の有効期間を延長させるとともに補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明文化するものであります。
- (6) その他、上記の変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 25 日

以上

[別紙]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第33条 (省略)</p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第51条(現行どおり)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第6条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第8条～第32条(現行どおり)</p> <p>(任期) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第34条～第50条(現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="970 185 1445 293"><u>記録は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="831 331 916 365"><u>第3条</u></p> <p data-bbox="970 331 1445 400"><u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>